

ボトル to ボトルリサイクル事業に関する協定を締結しました！

2月3日(水)、稲美町を含む東播磨の2市2町は、サントリー食品インターナショナル株式会社と使用済みペットボトルを新たなペットボトルへ再生する「ボトル to ボトル リサイクル事業」の実施に向けた協定を締結しました。

この「ボトル to ボトル リサイクル事業」に官民が広域で連携して取り組むことは、国内初の取り組みであり、東播磨地域の持続可能な循環型社会の構築による「環境先進都市」を目指したチャレンジです。



この協定により、令和3年4月1日(木)以降に町が家庭ごみとして分別回収したペットボトルは、再生され、新たなペットボトルとして、地域へ還元されるようになります。

協定締結式は高砂市役所で行われ、稲美町長をはじめとした2市2町の首長、東播磨県民局長とサントリーの代表が出席しました。

(協定締結式の様子) 左から中村卓(たかし)サントリー食品インターナショナル株式会社常務執行役員、伊藤裕文(ひろみ)東播磨県民局長、都倉達彦(たつよし)高砂市長、岡田康裕(やすひろ)加古川市長、古谷博(ひろみ)稲美町長、清水ひろ子(ひろこ)播磨町長

ボトル to ボトル リサイクル事業について

2市2町の皆さんが分別した使用済みペットボトルを回収して、新たなペットボトルに再生します。さらに、再生されたペットボトルを高砂市内の工場で製品にして、東播磨地域に出荷することにより、東播磨地域の持続可能な循環型社会の構築を目指すものです。

協定概要



ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル

東播臨海広域クリーンセンターの愛称は「エコクリーンピアはりま」に決まりました！

に決まりました！

令和4年度に本格稼働する東播臨海広域クリーンセンターの愛称を昨年10月・11月に公募した結果、524点の応募があり、その中から「エコクリーンピアはりま」に決まりました。

ご協力いただきました皆さん、ありがとうございました。

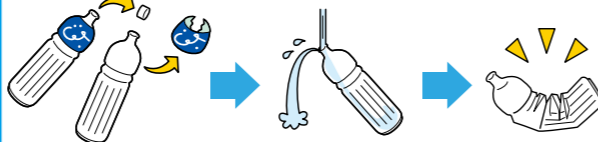
ペットボトルを資源として再利用するために次のことにご協力ください

- ・回収率の向上のため、ペットボトルの分別回収を徹底してください。
- ・品質の向上のため、ペットボトルのごみの出し方を守ってください。

◎ペットボトルは、月1回のペットボトルの回収日に出してください。

リサイクルできるペットボトルには、ラベル部分やボトルの底に素材表示マーク が付いています。

【ペットボトルを正しく分別しましょう】



- ①キャップを取り、ラベルを外します。
- ②中身を出して、サッと水洗いします。
- ③足で踏みつぶして、「回収かご」に入れてください。

【注意】

- ・飲み残しや異物は必ず取り除いてください。
- ・醤油以外の調味料や油、洗剤などの非食品のもの、汚れがひどいもの、色のついたものは「可燃ごみ」として出してください。

「稲美町事業系指定ごみ袋」について 4月1日(金)から 70リットル・90リットルの ごみ袋を販売します！

●販売価格(税込)

70リットル(厚さ0.04mm) 10枚入り 180円
90リットル(厚さ0.045mm) 10枚入り 240円

●販売場所

稲美町商工会 ☎492-0200

「いなみ健康ポイント」は3月中旬に 「稲美町共通商品券」への交換申請を！

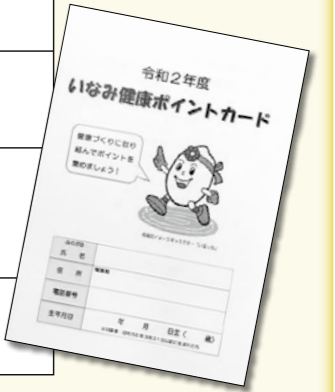
令和2年度中に集めたポイントは翌年度へ繰り越すことができませんので、必ず申請期間内に郵送または窓口で交換申請をお願いします。

●郵送で申請する場合 3月31日(水) 必着

ポイントカードと必要事項を記入した申請用紙を健康福祉課健康推進係宛に郵送してください。申請用紙は町ホームページからダウンロードしていただくか、町内の各福祉会館に備え付けの用紙をご使用ください。

●窓口で申請する場合

ポイント交換申請期間	3月1日(月)～5日(金) 9:00～16:00	3月8日(月)～31日(水) 平日8:30～17:15
交換申請場所	役場新館1F ロビー 【特設窓口】	役場新館1F 健康福祉課 健康推進係
必要なもの	・いなみ健康ポイントカード ・ポイント券(お持ちの人のみ) ・本人確認書類(健康保険証、運転免許証など) ・印かん	
備考	代理人申請は、同一世帯(住所)の人のみ可 ※代理人の本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)が必要です。	



※ポイントの譲渡などの不正があった場合は、ポイントはすべて無効となります。
※取得したポイント数に応じた稲美町共通商品券を後日郵送します。

5～9ポイント=500円分 20～24ポイント=2,000円分
10～14ポイント=1,000円分 25～29ポイント=2,500円分
15～19ポイント=1,500円分 30ポイント以上=3,000円分
※5ポイントに満たないポイントは交換できません。



問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

健診結果の提供にご協力ください

健康ポイント
対象

稲美町国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人のうち、職場(パート先など)や人間ドックなどで、特定健診と同じような健診を受けている人はいませんか？

稲美町が発行している特定健診受診票を使用せずに職場などで受診されると、稲美町には健診結果が届かず、受診された健診結果を役立てることができません。そのため、健診結果通知が届きましたら、稲美町へ結果の写しの提供をお願いします。

【健診結果の提供について】

健診結果通知を健康福祉課までお持ちください。写しを取らせていただきます。

ぜひ、稲美町国民健康保険の特定健診受診率の向上にご協力をお願いします。

問合せ先 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

健康福祉事務所だより

①こころのケア相談

3月8・22日(月) 13:00～14:00

※8日はアルコール関連の相談あり

②専門栄養相談

3月17日(水) 9:30～11:30

③エイズ・肝炎ウイルス検査相談(匿名・無料実施)

3月3・10日(水) 9:10～10:00

問合せ先 加古川健康福祉事務所 ☎電話予約制

①は地域保健課(☎422-0003)

②・③は健康管理課(☎422-0002)